

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の概要

条例の目的

安全・安心まちづくりを推進し、すべての県民が安心して暮らせるまちを実現すること。

基本理念

安全・安心まちづくりは、県民、事業者、民間の団体、市町村、県などが適切な役割分担により、次のことを基本として推進するものです。

- 1 自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図ること
- 2 子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守ること
- 3 基本人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行うこと

- 安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- 日常生活において犯罪にあわないように心がけ、行動する。
- 地域で自主的な防犯活動に取り組む。

- 県民や市町村が行う施策等を促進するための総合的な計画を策定する。
- 安全・安心まちづくりを県民運動として推進する。
- 県民等の活動に対して助言、情報提供などの支援をする。
- 市町村が実施する安全・安心まちづくりの施策に協力する。
- 防犯指針を策定する。

県 民

事 業 者

役割分担
と
協働

県

施設の管理者等

- 安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- 事業活動において犯罪にあわないように注意する。
- 犯罪を誘発しないよう環境の整備に努める。
- 地域の一員として安全・安心まちづくりを推進する。

- 防犯指針に基づき犯罪の防止に配慮する。
- ※県の「防犯指針」に掲げられている施設等
 - ・学校、通学路
 - ・道路、公園、駐車場等
 - ・住宅
 - ・深夜商業施設